

## 台東区集合住宅防災資器材購入補助金交付要綱

平成28年9月1日  
令和5年6月30日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、大規模地震等の災害に備え、区内の集合住宅の防災対策の推進及び地域住民等と連携した防災力の向上を図るため、集合住宅の管理組合等が自主的に防災資器材を購入するに当たり、これに係る経費の一部を区が補助することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅 住戸の数が10以上の下宿、共同住宅又は寄宿舍(その他の用途を併用する場合を含む。)の用途に供する建築物をいう。
- (2) 管理組合等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第3号に規定する管理組合及び管理組合が組織されていないマンションにおいては、管理組合と同等と東京都台東区長(以下「区長」という。)が認めるものをいう。
- (3) 自主防災組織 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条の2第2号に規定する住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。

### (補助対象)

第3条 補助の対象は、台東区内に所在し、かつ、建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準(昭和56年6月1日に施行された基準をいう。)を満たしている集合住宅の管理組合等で、次に掲げる要件を全て満たしているもの。

- (1) 管理組合等が町会に加入していること。
- (2) 台東区マンション管理組合登録制度実施要綱(平成27年12月1日付27台都住第618号)の規定に基づき登録を行っていること。
- (3) 防災資器材購入後、原則として1年以内に防災訓練を実施する計画があること。
- (4) 自主防災組織の規約や防災活動計画等が整備されていること。
- (5) 過去10年以内に本事業による補助金の交付を受けていないこと。

### (補助金交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、集合住宅の防災対策に必要な防災資器材のうち、別表第1に掲げるものを購入する経費を対象とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める補助金交付対象経費(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に2分の1を乗じ千円未満を切り捨てて得た額とし、別表第2に掲げる補助限度額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の申請)

第6条 防災資器材の購入を計画し、補助金の交付を受けようとする集合住宅の管理組合等の代表者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 台東区集合住宅防災資器材購入補助金交付申請書兼誓約書（別記第1号様式）
- (2) 防災資器材購入計画書（別記第2号様式）
- (3) 台東区集合住宅防災資器材購入補助金に係る防災訓練実施計画書（別記第11号様式）
- (4) 次に掲げる添付書類
  - ア 自主防災組織の規約及び防災活動計画書等の写し
  - イ 購入を計画している防災資器材の名称、形状、仕様等が分かる資料
  - ウ 購入を計画している防災資器材の見積書等の写し

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、台東区集合住宅防災資器材購入補助金交付決定通知書（別記第3号様式）又は台東区集合住宅防災資器材購入補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に交付又は不交付の決定を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後に、何らかの理由により申請を取り下げようとするときは、速やかに、台東区集合住宅防災資器材購入補助金交付申請取下書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 申請者は、第7条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後に、申請した内容を変更しようとするときは、速やかに台東区集合住宅防災資器材購入補助金交付決定変更申請書（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、変更内容を審査し、台東区集合住宅防災資器材購入補助金交付決定変更通知書（別記第7号様式）により、申請者に交付決定の変更を通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による通知をするときは、補助金の交付決定の額を変更し、又はこれに付した条件を変更することができる。

(防災資器材の購入等の報告)

第10条 申請者は、第7条の規定による補助金の交付決定の通知を受け、防災資器材を購入したときは、速やかに、台東区集合住宅防災資器材購入等報告書（別記第8号様式）に、購入した防災資器材の保管場所が分かる図面、保管状況が分かる写真及び領収書の写しを添付して、区長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第11条 区長は、前条の規定による防災資器材の購入等の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、台東区集合住宅防災資器材購入補助金交付額確定通知書(別記第9号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査に当たり、集合住宅の管理組合等が購入した防災資器材の検査を実施することができる。

(補助金の交付及び請求)

第12条 申請者は、前条第1項の規定による補助金交付額の確定通知を受けたときは、台東区集合住宅防災資器材購入補助金交付請求書兼支払金口座振替依頼書(別記第10号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、依頼書により指定された金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(訓練実施報告)

第13条 申請者は、第6条第3号の防災訓練実施計画書に基づき訓練等を実施した場合は、訓練実施日から14日以内に台東区集合住宅防災資器材購入補助金に係る防災訓練実施結果報告書(別記第12号様式)を区長に提出しなければならない。

(地域への公表)

第14条 区長は、本事業により各集合住宅の管理組合等が購入した防災資器材について、広く地域住民等に周知することができる。また、当該集合住宅が既に保有している防災資器材等で、地域の防災活動に活用可能な防災資器材のうち、地域住民等に公表が可能なものについても同様とする。

(地域との連携)

第15条 各集合住宅の管理組合等は、地域の自主防災組織等との連絡担当者を指定し、災害時だけでなく平常時から相互の協力体制を築くものとする。

(補助金の返還)

第16条 区長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱の規定に違反して虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(状況報告)

第17条 補助金の交付を受けた者は、本事業の遂行状況について、区長から報告を求められたときは、速やかに報告をしなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めのない事項は、東京都台東区補助金等交付規則(昭和45年12月台東区規則第37号)の定めるところによるほか、補助金の交付に関して必要な事項は、危機管理室長が別に定める。

付 則

この要綱は平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和5年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和5年6月30日から施行する。

別表第1（第4条関係）

分 類	資器材の例示
初期消火	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ など
救出	リヤカー、はしご、パール、スコップ、ハンマー、のこぎり、ジャッキ、救助用ロープ、階段搬送機具 など
救護	救急セット、担架、AED、毛布 など
情報連絡	トランシーバー、メガホン など
安全保護	ヘルメット、防塵メガネ、軍手 など
その他備蓄品	投光器、発電機、テント、ブルーシート、災害時用トイレ など

※飲料水や食料は対象外

別表第2（第5条関係）

集合住宅の戸数	補助限度額
10戸以上50戸未満	15万円
50戸以上100戸未満	30万円
100戸以上	45万円